

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

結核予防法による医療機関の指定

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定

換地計画の認可申請の適否の決定

鳥取港湾計画の変更の概要

災害危険区域の指定

## 告 示

### 鳥取県告示第千三十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定す

る療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
菅 医 院	西伯郡大山町安原一〇五七	昭和六十一年十月十五日
有限会社増谷慶一郎薬局元町店	境港市元町一七九七	"
中島整形外科医	鳥取市新字上大樋井九三―五	"

### 鳥取県告示第千三十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
菅 医 院	西伯郡大山町安原一〇五七	全国	昭和六十一年十月十五日
有限会社増谷慶一郎薬局元町店	境港市元町一七九七	"	"
中島整形外科医 院	鳥取市新字上大樋井九三一五	"	"

鳥取県告示第千三十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十一年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
中島整形外科医 院	鳥取市新字上大樋井九三一五	昭和六十一年十一月十二日

鳥取県告示第千四十号

泊村が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業園地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十二月十三日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十一号

鹿野町が行う土地改良事業に係る河内地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律

第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十二月十三日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十二号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定に基づき、鳥取港港湾計画の変更の概要を、次のとおり告示する。

昭和六十一年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 港湾計画の変更の概要

昭和五十一年運輸省告示第四百四十六号によりその概要を告示した鳥取港港湾計画について、昭和七十年における取扱貨物量を二百万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。

1 外郭施設計画

防波堤

千代	地区名	名	称	延長(メートル)
第二防波堤				四七〇

2 係留施設計画

係船くい

なお、防波堤延伸に伴い、既定計画の航路法線を変更する。

千代	地区名	公共用又は専用の別	水深(メートル)	バース数	用途
専用			五・五	二	危険物船用

3 臨港交通施設計画

道路

名称	起	点	終	点	車線数
西浜・賀露線	西浜ふ頭		市道湖山・賀露線		二

4 港湾環境整備施設計画

緑地

5 土地造成及び土地利用計画

地区名	面積(ヘクタール)
西浜	四

地区名	面積(ヘクタール)				用途
	五(一)	四(一)	二(一)	四(三)	
西浜	ふ頭用地	港湾関連用地	交通機能用地	緑地	

(注) ( )内は、土地造成を伴わない土地利用計画に係る内数である。

6 その他の計画

小型船だまり計画

地区名	港湾施設
西浜	泊地、防波堤、岸壁、ふ頭用地

なお、これに伴い西防波堤九〇メートルを撤去する。

二 港湾計画の縦覧の場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部港湾課

鳥取県告示第千四十三号

鳥取県建築基準条例(昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号)第二条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各管轄土木事務所並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

昭和六十一年十二月十二日

鳥取県知事 西尾 邑次

一 名称

湖山町南一丁目第二地区災害危険区域

二 区域

鳥取市湖山町南一丁目四二二の一部、四一五の一部、四一七の一部、四三四の一部、四三五の一部、四三六、四三七―一の一部、四三八の一部、四三九から四四三まで、四四四から四四六まで、四四七から四五〇まで、四五一から四五三まで、四五四、四五五の一部、四五八の一部、四五九、四六〇、四六一の一部、四六三の一部、四六四の一部、四六五から四六七まで、四七八の一部、五〇八の一部、五〇九の一部、五一一の一部、五一二、五一三、五一四から五一六まで、五一七―一の一部及び五一七―二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

二 名称

湖山町南一丁目第三地区災害危険区域

二 区域

鳥取市湖山町南一丁目六三四の一部、六三八の一部、六四一の一部、六四二、六四三、六四四の一部、六四五の一部、六五〇の一部、六五一の一部、六七七の一部及び六七八の一部並びにこれらと一体をなす  
国有地

三 1 名称

東大路地区災害危険区域

2 区域

鳥取市東大路字土居九八の一部並びに中大路字山崎四一の一部並びに字向山二七二二の一部及び二七五の一部

四 1 名称

東町地区災害危険区域

2 区域

気高郡青谷町大字青谷字鹿野坂口三〇五二の一部、三〇五六の一部、三〇六〇の一部、三〇六三から三〇六五まで、三〇六六の一部及び三〇六七の一部、字背戸田五三七の一部、五三七一の一部、五三八の一部、五三九、五三九一、五四〇一、五四〇二、五四〇三、五四一、五四二から五四四一三まで、五四二の一部、五四二一三の一部、五四三一部、五四三一二の一部、五四八一、五四八一二の一部、五四九の一部、五四九一の一部、五四九一三の一部、五六一三一部、五六一四一から五六一四一三までの一部、五六一五一、五六一五一一、五六一六及び五六一七、字東町三〇六八の一部、三〇六九一の一部、三〇六九一二の一部、三〇七〇、三〇七四の一部、三〇七七の一部、三〇七八の一部、三〇八二の一部、三〇八三の一部、三〇八三一次二、三〇八三三、三〇八八一の一部、三〇八八一二、

三〇八八一三、三〇八九の一部、三〇九〇の一部、三〇九一、三〇九二の一部、三〇九二一、三〇九三から三〇九六まで、三〇九七の一部、三〇九七一の一部、三〇九七一二、五六一八の一部、五六一九から五六二二まで及び五六二四から五六二七まで、字西濱三二九九の一部、三三〇〇の一部、三三〇一、三三〇二の一部、三三〇三一、三三〇三一二、三三〇四、三三〇四一から三三〇四一三まで、三三〇五一の一部、三三〇七一、三三〇七二、三三〇八、三三〇八一、三三〇九の一部、三三一〇の一部、三三一〇の一部及び五六三四、字中町三一〇六の一部、三二〇七の一部、三二一〇の一部、三二一〇一の一部、三二一一の一部、三二一一一の一部、三二一一四の一部、三二一五の一部、三二一八の一部、三二一九の一部、三二一九一の一部、三二二二二の一部、三二二四の一部、三二二四一の一部、三二二七の一部、三二二八、三二二九の一部、三二三一の一部、三二三二の一部、三二三一の一部、三二三八一の一部、三二三八二の一部、三二九一、三二九九二、三二四〇の一部、三二四〇一、三二四一、三二四五の一部、三二四五一、三二四六、三二四七の一部、三二六一の一部、三二六二一から三二六二一三まで、三二六三一から三二六三三三まで、三二六四一から三二六四一三まで、三二六五一から三二六五一四まで及び三二六六の一部並びに字空町三一九〇の一部、三一九一の一部、三一九三一の一部、三一九三一二の一部、三一九四から三二〇〇まで、三二〇一一、三二〇一二、三二〇三、三二〇四の一部、三二〇五、三二〇五一一から三二〇五一三まで、三二〇六の一部、三二〇六一、三二〇七の一部、三二〇七一、三二〇八、三二〇八一、三二〇八一二、三二〇九一、

五 1 名称

三二〇九一、三二一〇から三二二二まで、三二二一三の一部、三二二七、三二二六の一部、三二二七の一部、三二二七一から三二二七三まで、三二二七四の一部、三二二七五から三二二七一まで、三二二七一二の一部、三二二七一七の一部、三二二七一八から三二二七一八まで、三二二七二九から三二二七三二までの一部、三二二七四四の一部、三二二七四五、三二二七四六から三二二七四八までの一部、三二二七五四から三二二七五六までの一部、三二二七五七から三二二七七〇まで、三二二七八の一部、三二二五〇の一部、三二四八五三から三二四八五七までの一部、三二四八六一の一部、五六二七、五六二八、五六二九一、五六二九二及び五六三〇から五六三三まで並びにこれらと一体をなす国有地

渡一木地区災害危険区域

2 区域

八頭郡河原町大字渡一木字大谷八三二の一部並びに字徳道谷九六から九九までの一部、九九一の一部、一〇三一一の一部、一〇三一二の一部、一一一の一部、一一二の一部及び一一一五の一部

六 1 名称

着米地区災害危険区域

2 区域

八頭郡若桜町大字着米字堂ノ元一七二一一の一部、一七三一一の一部、一七三一二の一部、一七三三次一、一七四の一部、一七五の一部、一七六一、一七六一二の一部、一七八一一の一部、一七八一二、一

七 1 名称

七八一三、一七八一四の一部、一七八一四次一、一七八一四次二、一八〇の一部、一八一の一部、一八二二二の一部、一八四の一部、一八五の一部、一九七の一部、一九七一の一部、一九八の一部、二二二の一部、二二三一一の一部、二二三一二の一部、二二三一五の一部、二二四、二二四一一の一部、二二五の一部、二二六の一部、二二七一の一部、二二三二一一の一部、二二三三の一部、二二三三一一の一部、二二三三一二、二二三三十三、二三四、二三四一一、二三五一一から二三五一四までの一部、二三六一二の一部、二三六一六の一部、二三六一七の一部、二三七、二三七一一、二三七一二、二三八、二三八一一の一部、二三九一一の一部、二三九一二の一部、二三九一三、二三九一四の一部、二三九一五の一部、二三九一六次一及び二三九一七次二の一部並びに字堂後二八四、二八四一一の一部、二八五から二八七までの一部、三〇七から三〇九までの一部、三一〇、三一〇一一、三一〇一二、三一〇一一、三一〇一二及び三二一一二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

伊木地区災害危険区域

2 区域

倉吉市伊木字奥田口四一の一部、四二の一部、四五二の一部、六五の一部、六六、六七、六八一、六九一一の一部及び九三一一の一部、字桑谷平九七の一部、一〇二の一部、一〇四の一部、一〇五一一、一〇五一二、一〇六から一〇八まで、一〇九の一部、一〇九一一の一部、一一〇の一部及び一一一の一部、字桑谷一三二二の一部、一三四の一部及び一三五の一部、字奥田平五〇二から五〇五まで、五〇五

八1 名称

神倉地区災害危険区域

2 区域

東伯郡三朝町大字神倉字左衛門畑七三六一、七三六一二、七三六一三の  
 一、五〇六、五〇七一一、五〇七一二、五〇八及び五〇九から五  
 二までの一部並びに字桑ノ谷平奥五五八―四の一部、五六七の一部、  
 五六八の一部、五六九及び七五七〇並びにこれらと一体をなす国有地

九1 名称

角坂地区災害危険区域

2 区域

東伯郡関金町大字泰久寺字木鉢八〇の一部、八二の一部及び一一七  
 一までの一部並びに字下原一三一九の一部、一三三二の一部、一三三  
 三の一部、一三三五の一部、一三三六、一三三七の一部及び一三五  
 一から一三五三までの一部並びにこれらと一体をなす国有地

十一 名称  
 一六三の一部、一六四の一部、一六五、一六六一、一六六  
 六二、一六七から一七一まで一七二の一部、一七三の一部、  
 一七六の一部及び一七七の一部並びにこれらと一体をなす国有地

龜谷地区災害危険区域

2 区域

東伯郡大栄町大字龜谷字觀音谷三六一二の一部、三六三一の一  
 部、三六五三の一部、三六五四の一部、三六六一の一部、三六  
 六六の一部、三六六七の一部、三六七の一部、三六八の一部、三  
 六九、三七〇一の一部及び三七〇一八の一部並びにこれらと一体を  
 なす国有地

十一 名称

祇園地区災害危険区域

2 区域

米子市陰田町三六一四から三六一六までの一部、三六一一、三  
 六一二、三六一三の一部、四〇一の一部、四〇三の一部及び  
 四一一の一部並びに祇園町二丁目九四二の一部、九四三、九  
 五一の一部、九五五、九五八の一部、九五九、九七一の一  
 部、九七三の一部、九七四の一部、九九五の一部、一〇〇  
 一の一部、一〇〇四の一部、一〇〇五の一部、一〇〇六、  
 一〇四、一〇四二、一〇四三の一部、一〇六、一〇六二から  
 一〇六八まで、一〇七一から一〇七三まで、一〇八一、一  
 〇八三、一〇八四、一〇八六、一〇八八、一一〇一、一  
 一一二の一部、一一二二の一部及び一一二七の一部

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】